

5 税額の納付と所得税徵収高計算書（納付書）の記載

(1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徵収高計算書（納付書）に記載した上、徵収税額を納付します。

(2) その精算をした月分の所得税徵収高計算書（納付書）には、次のように記入します。

イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。

ロ 不足額を徵収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになりますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徵収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徵収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。また、所得税徵収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているかどうかを確認してください。

[記載例1] 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

国税 収納金 理 資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税徵収高計算書		領収済通知書		(記入例) ¥1234567890		
32301	04	税務署名	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署	
区分	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	
俸給・給料等 (01)	041220	28	041226	25	041220	1	041226	28
賃金(役員賃与を除く) (02)								
日雇労務者の賃金 (06)								
退職手当等 (07)								
税理士等の報酬 (08)								
役員賞与 (09)								
同上の支払確定年月日								
国庫金	住 所 (所在地)	(電話番号 XX - XXXX - XXXX)						
支 払 稽 査 者 氏 名	東京都○○区△△△3-3							
摘要	□□□□ 株式会社							
総額 (中)								
納期等の区分								
令和 年 月	0412	支 払 分 源 泉 徵 収 税 額 及び復興特別所得税						
証券受領金額		内証券受領金額						
証券番号		内証券番号						
支 出 人		内支 出 人						
(領収年月日及び領収者名)								
左記の合計額を領収しました。								

[記載例2] 過納額（172,174円）が12月中の源泉徵収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

国税 収納金 理 資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税徵収高計算書		領収済通知書		(記入例) ¥1234567890		
32301	04	税務署名	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署	
区分	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	人 口	支 払 年 月 日	
俸給・給料等 (01)	041220	16	041226	9	041220	1	041226	16
賃金(役員賃与を除く) (02)								
日雇労務者の賃金 (06)								
退職手当等 (07)								
税理士等の報酬 (08)								
役員賞与 (09)								
同上の支払確定年月日								
国庫金	住 所 (所在地)	(電話番号 XX - XXXX - XXXX)						
支 払 稽 査 者 氏 名	東京都○○区△△△2-8-12							
摘要	株式会社 □□□□							
総額 (中)								
納期等の区分								
令和 年 月	0412	支 払 分 源 泉 徵 収 税 額 及び復興特別所得税						
証券受領金額		内証券受領金額						
証券番号		内証券番号						
支 出 人		内支 出 人						
納付する税額がない場合でも、所得税徵収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。								
左記の合計額を領収しました。								

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円-134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。